## 帷子川流域治水協議会及び大岡川流域治水協議会 合同会議

日 時:令和3年9月13日(月)15:30~

WEB 会議開催

## 次 第

- 1. 開 会
- 2. 挨 拶 神奈川県県土整備局河川下水道部河川課長 横浜市道路局河川部河川企画課長
- 3. 議 題
  - 1) 規約の改定について (資料 1-1、1-2)
  - 2) 帷子川水系流域治水プロジェクト(案) について (資料2)
  - 3) 大岡川水系流域治水プロジェクト(案) について (資料3)
  - 4) 今後の進め方について (資料4)

## 4. 質 疑 等

#### 「配布資料〕

			_
: !	資料 1-1	帷子川流域治水協議会規約 改定案	٦ !
! !	資料 1-2	大岡川流域治水協議会規約 改定案	1
į	資料2	帷子川水系流域治水プロジェクト (案)	i
: !	資料3	大岡川水系流域治水プロジェクト(案)	i
l i	資料4	今後の進め方について	Ì

### 帷子川流域治水協議会 規約(案)

(名称)

第1条 この会議は、「帷子川流域治水協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、帷子川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、いわゆる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

### (協議会の構成)

- 第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の 職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。
- 4 協議会は、必要に応じて第1項の協議会構成員の一部、協議会構成員の指名する者又は 関係機関等からなる幹事会又は部会を設置し、協議会の実施事項の一部を行うことがで きるものとする。

#### (協議会の実施事項)

- 第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
- (1) 帷子川水系で行う流域治水の全体像を共有・検討
- (2) 氾濫をできるだけ防ぐ対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減・早期 復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と実施に関する協議
- (3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
- (4) その他、帷子川水系における治水に関する必要な事項

#### (事務局)

- 第5条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、神奈川県県土整備局河川下水道部河川課及び横浜市道路局河川部河川企画課 とする。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項 については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第7条 本規約は、令和3年3月26日から施行する。

本規約は、令和3年〇月〇〇日から施行する。

## 別表1

自治体名	協議会委員	幹事会幹事	備考	
	くらし安全防災局防災部 <u>危機管理防災課長</u>	応急対策グループ グループリーダー		
神奈川県		調査グループ グループリーダー	事務局(県)	
	県土整備局河川下水道部 河川課長	整備グループ グループリーダー		
		防災グループ グループリーダー		
	県土整備局河川下水道部 砂防海岸課長	急傾斜地グループ グループリーダー		
	横浜川崎治水事務所長	河川第一課長		
横浜市	政策局政策部 政策課担当課長	政策課 担当係長		
	総務局危機管理室危機管理部 防災企画課長	防災企画課 担当係長		
	環境創造局政策調整部 政策課みどり政策担当課長	政策課 担当係長		
	環境創造局農政部 農政推進課長	農政推進課 担当係長		
	環境創造局下水道計画調整部 下水道事業マネジメント課長	下水道事業マネジメント課 担当係長		
	建築局企画部 企画課長	企画課 担当係長		
	建築局企画部 都市計画課長	都市計画課 担当係長		
	建築局企画部 建築防災課がけ狭あい担当課長	建築防災課 担当係長		
	建築局建築指導部 建築企画課長	建築企画課 担当係長		
	建築局宅地審査部 宅地審査課宅地企画担当課長	宅地審査課 担当係長		
	都市整備局企画部 企画課長	企画課 担当係長		
	都市整備局都心再生部 横浜駅・みなとみらい推進課 担当課長	横浜駅・みなとみらい 推進課担当係長		
	道路局計画調整部 企画課長	企画課 担当係長		
	道路局道路部 維持課長	維持課 担当係長		
	道路局河川部 河川企画課長	河川企画課 担当係長	事務局(市)	
	港湾局政策調整部 政策調整課長	政策調整課 担当係長		

## 大岡川流域治水協議会 規約(案)

(名称)

第1条 この会議は、「大岡川流域治水協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、大岡川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、いわゆる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

### (協議会の構成)

- 第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の 職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。
- 4 協議会は、必要に応じて第1項の協議会構成員の一部、協議会構成員の指名する者又は 関係機関等からなる幹事会又は部会を設置し、協議会の実施事項の一部を行うことがで きるものとする。

#### (協議会の実施事項)

- 第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
- (1) 大岡川水系で行う流域治水の全体像を共有・検討
- (2) 氾濫をできるだけ防ぐ対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減・早期 復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と実施に関する協議
- (3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ
- (4) その他、大岡川水系における治水に関する必要な事項

#### (事務局)

- 第5条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。
- 2 事務局は、神奈川県県土整備局河川下水道部河川課及び横浜市道路局河川部河川企画課とする。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項 については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第7条 本規約は、令和3年3月26日から施行する。

本規約は、令和3年〇月〇〇日から施行する。

## 別表1

引表 1 [							
自治体名	協議会委員	幹事会幹事	備考				
	くらし安全防災局防災部 <u>危機管理防災課長</u>	応急対策グループ グループリーダー					
神奈川県		調査グループ グループリーダー	事務局(県)				
	県土整備局河川下水道部 河川課長	整備グループ グループリーダー					
神奈川条		防災グループ グループリーダー					
	県土整備局河川下水道部 砂防海岸課長	急傾斜地グループ グループリーダー					
	横浜川崎治水事務所長	河川第二課長					
	政策局政策部 政策課担当課長	政策課 担当係長					
	総務局危機管理室危機管理部 防災企画課長	防災企画課 担当係長					
	環境創造局政策調整部 政策課みどり政策担当課長	政策課 担当係長					
	環境創造局農政部 農政推進課長	農政推進課 担当係長					
	環境創造局下水道計画調整部 下水道事業マネジメント課長	下水道事業マネジメント課 担当係長					
	建築局企画部 企画課長	企画課 担当係長					
横浜市	建築局企画部 都市計画課長	都市計画課 担当係長					
	建築局企画部 建築防災課がけ狭あい担当課長	建築防災課 担当係長					
	建築局建築指導部 建築企画課長	建築企画課 担当係長					
	建築局宅地審査部 宅地審査課宅地企画担当課長	宅地審査課 担当係長					
_	都市整備局企画部 企画課長	企画課 担当係長					
	道路局計画調整部 企画課長	企画課 担当係長					
	道路局道路部 維持課長	維持課 担当係長					
	道路局河川部 河川企画課長	河川企画課 担当係長	事務局(市)				
	港湾局政策調整部 政策調整課長	政策調整課 担当係長					

# 帷子川水系 流域治水プロジェクト【位置図】

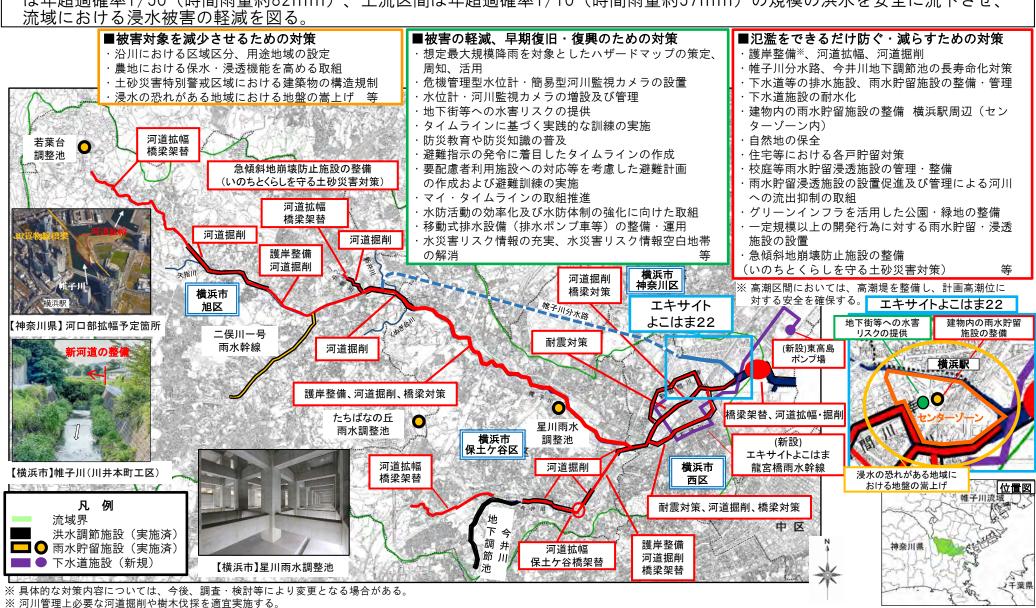
~ 流域の市街化が著しい都市河川における流域治水~

)

資料2

R3.9.13 時点

○ 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、帷子川水系においても、 ハード・ソフトー体となった実効性のある事前防災対策を加速していくために、以下の取組を実施していくことで、中下流区間 は年超過確率1/50(時間雨量約82mm)、上流区間は年超過確率1/10(時間雨量約57mm)の規模の洪水を安全に流下させ、 流域における浸水被害の軽減を図る。



## 二級水系 流域治水プロジェクト

# 帷子川水系 流域治水プロジェクト【ロードマップ】

~ 流域の市街化が著しい都市河川における流域治水 ~

〇 帷子川では、県、市が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。

【短期】河川における対策として、河道整備に必要な橋梁架け替えや護岸根継を進めるとともに、耐震対策を順次進める。

【中 期】 河床掘削に必要な橋梁対策を実施するとともに、河道掘削や河道拡幅、橋梁架け替えや護岸根継、耐震対策を順次進める。

下水道における対策として、エキサイトよこはま龍宮橋雨水幹線・東高島ポンプ場を整備し、横浜駅周辺の内水安全度向上を図る。 【中長期】 引き続き、橋梁架け替えや護岸根継、橋梁対策や河道掘削・河道拡幅を進めるとともに、耐震対策を順次進める。

○ あわせて、流域の市街地率が7割を越えている状況を踏まえ、内水被害軽減対策及び浸水のおそれがある地域における地盤の嵩上げ等の流域における 対策、タイムラインの活用等のソフト対策を実施。

E.A.	<b>拉尔</b> 中南	字妆子体	工程				
区分	対策内容	実施主体	短期	中期	中長期		
	護岸整備、河道拡幅、河道掘削	神奈川県	護	  幸整備、河道掘削、橋梁架け替え(帷 	子川)		
	護岸整備、河道拡幅(市施行区間)	横浜市	帷子川(川井本 今井川(保土ケ		帷子川 今井川 中堀川		
	河道掘削	神奈川県		耐震対策(帷子川、石崎川他) 河道掘削、橋梁対	策(帷子川) 河道掘削、橋梁対策(石崎川)		
氾濫をできる だけ防ぐ・ 減らすための 対策	河道掘削(市施行区間)	横浜市		帷子川	今井川 中堀川		
	ポンプ場の整備 雨水貯留施設の整備	横浜市	東高島ポンプ場 整備 エキサイトよこはま龍宮橋雨水草	弁線 整備 横浜駅周辺(センターゾーン内)のプ 上)において、建物敷地内に雨水貯		気候変動を踏まえ <i>†</i> 更なる対策を推進	
	グリーンインフラを活用した公園・ 緑地の整備	横浜市	ī	雨水浸透機能を持つ公園・緑地等の整 ・	<b>冬備</b>		
	沿川における区域区分、用途地域 の設定	横浜市	浸水の恐れのある地域について 用途地域の選定にあたり考慮で	ては、原則として新たに低層住居専用: 「る。	地域の指定は行わないなど、		
被害対象を 減少させる ための対策	浸水のおそれがある地域における 地盤の嵩上げ	横浜市		横浜駅周辺の地盤面について、開 (T.P.+3.1m)以上に嵩上げ等を実施			
	農地における保水・浸透機能を高 める取組	横浜市	農業生産性の向上を図るととも まえて、農業生産の基盤である	に、雨水の保水・浸透機能等のグリー 農地の整備を支援	-ンインフラとしての役割等を踏		
被害の軽減	ソフト対策のための整備	神奈川県、横浜市		┏ 泣計・簡易型河川監視カメラ等の観測 ┏	機器の設置拡大		
被害の軽減、 早期復旧・ 復興のための 対策	避難体制等の強化	神奈川県、横浜市	大規模》	i 2濫減災協議会における取組方針にま i	  基づき実施		
. 7215	地下街への水害リスクの提供	横浜市	横沿	、 、駅西口において、下水道水位情報 $\sigma$	)提供		

# 大岡川水系 流域治水プロジェクト【位置図】

~ 流域の市街化が著しい都市河川における流域治水~

資料3

R3.9.13 時点

○ 令和元年東日本台 風では、各地で戦後 最大を超える洪水に より甚大な被害が発 生したことを踏まえ、 大岡川水系において も、ハード・ソフト 一体となった実効性 のある事前防災対策 を加速していくため に、以下の取組を実 施していくことで、 既存施設能力を最大 限に活用し、年超過 確率1/6.3 (時間雨 量約50mm)の規 模の洪水を安全に流 図る。





- ■氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- 護岸整備、河道掘削、河道拡幅
- ・大岡川分水路の長寿命化対策
- ・下水道等の排水施設、雨水貯留施設の整備・管理
- 自然地の保全
- ・住宅等における各戸貯留対策
- ・校庭等雨水貯留浸透施設の管理・整備
- ・雨水貯留浸透施設の設置促進及び管理による河川 への流出抑制の取組
- ・グリーンインフラを活用した公園・緑地の整備
- ・一定規模以上の開発行為に対する雨水貯留・浸透 施設の設置
- ・急傾斜地崩壊防止施設の整備 (いのちとくらしを守る土砂災害対策)
- ※ 高潮による被害の発生を防ぐため、必要に応じて高潮対策 を実施する。

#### ■被害対象を減少させるための対策

- ・沿川における区域区分、用途地域の設定
- ・土砂災害特別警戒区域における建築物の構造規制
- ・農地における保水・浸透機能を高める取組

## ■被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

- ・想定最大規模降雨を対象としたハザードマップの 策定、周知、活用
- ・危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラの設置
- ・水位計・河川監視カメラの増設及び管理
- ・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施
- 防災教育や防災知識の普及
- 避難指示の発令に着目したタイムラインの作成
- ・要配慮者利用施設への対応等を考慮した避難計画 の作成および避難訓練の実施
- マイ・タイムラインの取組推進
- ・水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組
- ・移動式排水設備(排水ポンプ車等)の整備・運用
- 多目的桟橋の整備
- ・水災害リスク情報の充実、水災害リスク情報空白 地帯の解消

### 凡例

流域界

🔼 主な雨水貯留施設

## 二級水系 流域治水プロジェクト

# 大岡川水系 流域治水プロジェクト【ロードマップ】

~ 流域の市街化が著しい都市河川における流域治水~

○ 大岡川では、県、市が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。

【短 期】 河川における対策として、大岡川及び準用河川日野川にて、護岸整備や河道掘削を進める。

下水道における対策として、大岡川右岸雨水幹線を整備し、中流域の内水安全度の向上を図る。

【中 期】 大岡川及び準用河川日野川にて、護岸整備・河道掘削を進め、河道整備を完成させる。

【中長期】 準用大岡川及び準用河川日野川にて、護岸整備・河道掘削を進め、河道整備を完成させる。

○ あわせて、流域の市街地率が9割を越えている状況を踏まえ、内水被害軽減対策及び市街化の進展に伴う雨水流出量の増大を抑制する雨水貯留浸透施 設整備の推進等の流域における対策、タイムラインの活用等のソフト対策を実施。

<b>园</b> 八	计符件流	中华之什	工程			
区分	対策内容	実施主体	短期	中期	中長期	
	護岸整備	神奈川県	ដំណើ	護岸整備(川島橋〜天谷橋)		
	河道掘削	神奈川県	jī	可道掘削(川島橋〜天谷橋)		
氾濫をできる だけ防ぐ・ 減らすための 対策	護岸整備、河道拡幅(準用区間)	横浜市	日野川 (御所が谷橋下流 ~ 御所が 谷橋)	日野川 (御所が谷橋上流 〜 新橋)	大岡川(天谷橋 ~ 峰行橋)	
刈朿	ポンプ場の管理 雨水貯留施設の整備・管理 雨水排水施設の管理	横浜市	大岡川右岸雨水幹線の整備ポン	プ場、雨水貯留施設、雨水排水施設の	D管理	
	グリーンインフラを活用した公園・緑 地の整備	横浜市		<b>雨水浸透機能を持つ公園・緑地等の</b> 名	<b>修備</b>	
被害対象を減少させる	沿川における区域区分、用途地域 の設定	横浜市	浸水の恐れのある地域について 用途地域の選定にあたり考慮で	には、原則として新たに低層住居専用: ける。	地域の指定は行わないなど、	
ための対策	農地における保水・浸透機能を高め る取組	横浜市	農業生産性の向上を図るととも まえて、農業生産の基盤である	に、雨水の保水・浸透機能等のグリー 農地の整備を支援	-ンインフラとしての役割等を踏	
被害の軽減、	ソフト対策のための整備	神奈川県、横浜市		立計・簡易型河川監視カメラ等の観測	機器の設置拡大	
復興のための 対策	避難体制等の強化	神奈川県、横浜市	大規模》	 	さづき実施	

気候変動を踏まえた 更なる対策を推進 ○帷子川水系及び大岡川水系では、これまで河川整備計画に基づいて河川整備を進めてきたが、より一層流域全体での治水対策を計画的に推進するため、新たにまちづくり部局や危機管理部局等の流域のあらゆる関係者を加え、流域治水プロジェクトの策定と公表を行う。

## 【検討スケジュール】

3月26日【済】

8月25日【済】

9月13日(本日)

9月中~下旬

10月以降

第1回 帷子川流域治水協議会及び大岡川流域治水協議会 合同会議

協議会の設立

|流域治水に係る取組み状況の把握 → アンケート調査を実施 【5月】

事務局にて流域治水プロジェクト(案)を作成

帷子川流域治水協議会幹事会及び大岡川流域治水協議会幹事会 合同会議

・流域治水プロジェクト素案について協議 → 協議会に諮る案の作成

第2回 帷子川流域治水協議会及び大岡川流域治水協議会 合同会議

- ・流域治水プロジェクト公表案について協議
- ・流域治水プロジェクト公表手続きを共有(記者発表スケジュール)

帷子川及び大岡川水系流域治水プロジェクト 公表

流域治水に係る国の動向を注視

帷子川及び大岡川流域治水協議会幹事会・協議会(適宜実施)

・流域治水プロジェクトのフォローアップ 等